

米水津の戦後史から 農地改革について

高宮 鉄三

(会員 米水津村浦代)

幕藩体制の確立によって大名が支配権を握っていた江戸時代、形式的には農業を根底としながらも実情は農民から搾取し、租税政策などにおいても、大いに農民の生活を制限していた。

寛永二十二年(一六四三)三月、幕府は永代土地売買禁止令を布告して農民の土地使用を制限し、違反者には刑罰を以って望んだ。特に佐伯藩に於いても寛保二年(一七四二)十一月、時の藩主毛利高丘は四十六ヶ条からなる「五人組帳」というお触れを出して、農民五人一組の連帯責任において上納を初め、あらゆる責任を



果たすという厳しい掟と共に、勤勉儉約の名の下に農業の時間、食事の内容、衣類住居にいたるまで制限をしていた。当時の農民の生活は西欧での奴隷制度を思わせるものであったにちがいない。

大政奉還後は、これまでの虐げられた農民制度を改革するため、政府は明治四年九月には田畑の勝手作りを認め、作物の制限を撤廃したのを始めとして同五年二月には、去る寛永二十二年の土地売買禁止令を解除し、同年七月には従来の限田法を解除して、個人所有の田畑の制限も解除し、その上土地の分割合併も自由にするなど、農民に対する施策が大いに緩和され、土地の完全な所有権が確立された。それにもかかわらず従来やしきたりからか、土地の所有権改革は、なかなか進まなかった。さらに、昭和十三年には第一次農地調整法が公布されたにもかかわらず、成果は期待されるほどではなかったという。一方、日中戦争の勃発により、昭和十三年には国家総動員法が成立し、同十四年には国民徴用令が布かれたことに伴い、『農業従事者は激減し、さらに昭和十五年には麦類の統制等、戦時態勢を反映した法令は後を絶たず、百姓はいっそうの苦勞を強いられた。

明治以来農政に係わる法制などは、次の通りである。

明治 四年 田畑作物の制限解除

明治 四年 廃藩置県

明治 五年 土地永代売買禁止令解除

明治 十四年 農商務省創設

明治二十二年 地方制度改革・憲法発布

明治二十三年 郡制施行

明治三十二年 農会法施行

明治三十二年 農地整理法制定

明治三十三年 産業組合法制定

大正 三年 第一次世界大戦勃発

第一次大戦の反動としての農産物の下落による農民の転業、出稼ぎ等で、不況に入り、小作農が振わず大正九年以降十四年まで、石油発動機、電動機の利用増大により、以降は農業機械化の促進となる

昭和 四年 世界の不況となり、特に養蚕業は打撃を受ける

昭和 六年 小作争議の増加、田畑価格の下落

昭和 七年 準戦時態勢の兆

昭和 八年 米穀統制法と米価の低落

昭和 十年 軍事予算が総予算の五割をこす

昭和十一年 帝国農会ほか団体が中心となり経済更正

中央協議会発足

昭和十二年 支那事变勃発

昭和十三年 国家総動員法発令

昭和十五年 賃金統制令発令

昭和十六年 帝国農会、産業組合中央会、その他七団

体を以って中央農業協力会成立

昭和十六年 農地作付統制規則制定、供出が厳しく課

せられた

終戦後ポツダム宣言に基づく連合軍司令部の農地改革についての覚え書きにより、自作農創設特別措置法が公布され、当村にも農地委員会が設置され、昭和二十一年十一月二十三日現在の事実(耕作権)に基づき、不在地主の解消によって基準反別以上を所有する大地主の土地所有制限、小作農の追放政策が実施され、国が一旦地主から買い上げて(田は賃貸価格の四十倍、畑は同四十八倍)、新地主へ売り渡すという仕組みとなった。その時被買収地主へは僅かながらも報償金はでたが、地主の不平不満は相当高かった。が幸い本村に於いては、他町村

にみられた程の極端な問題もおこらず、一応穏やかな農地改革が行われたのであった。

農地改革が行われるまでの小作料は物納であったが、小作農の安定を計るため、昭和二十四年七月、文書による小作契約が進められ、小作料は反当、七十円以下金納と定められた

その結果、農地改革による当村の開放農地は約十六町歩であった。

小作料

戦後農地改革が行われる以前の小作料は物納で、畝(百平方^尺)当り甘藷十五貫、麦五升が一般的であったが、それを甘藷一本建てとして三十貫と定め、(当時の甘藷価格一貫目(三、七五^銭)当たり二円四十一^銭)小作料を七十二円三十^銭と決定した。

小作契約

文書による小作契約は、昭和二十四年七月末日を目標に行われることとなり、一期五年契約で、契約の始期を二十四年五月二十日から、満了を五年後の二十九年五月二十一日とし、小作料は先に定められた金額により計算

すると七十二円となるので、端数を切り捨てて七十円と決定した。昭和二十五年九月二十日現在の小作契約済み地主は百九戸、小作者は二百二十八戸で、面積は十一町三反九畝七歩であった。小作契約については、小作契約満期前に小作人或は地主のどちらからも契約解消の申し出が(満期前に)ない場合、その契約は自動的に五ヶ年間延長することとなり、小作農の安定が確実に保護され、戦後の急激な物価高を反映して、昭和二十五年九月の農林省告示により、昭和二十五年分から現行の小作料の額に「七」を乗じて得た額とし、その額が六百円を超える場合は六百円とすることになった。

こうして一応農地改革が目的を果たしたことにより、従来の農地調整委員会と農地委員会が合併して、昭和二十六年に農業委員会に改組され、現在に至っている。

